

広沢複合施設整備・運営事業等と関連する条件について（認定こども園）

認定こども園は、広沢複合施設整備・運営事業の事業区域内に配置するものである。

広沢複合施設の北エリア施設（児童センター・市民プール・民間収益施設）及び隣接する南エリア施設（保健センター、児童発達支援センター）との連携を通じて、一体感のある施設となるよう事業者間で調整を図り、適宜協議することを基本とする。

なお、インフラ関係の引き込み等については、関連する広沢複合施設整備・運営事業の基本的な情報をまとめたインフォメーション・パッケージ（※1）を参照すること。

※1 インフォメーション・パッケージ

http://www.city.wako.lg.jp/home/shisei/_13215/_12179/_16854/hirokoku/info.html

(1) 配置計画

- ・広沢複合施設北エリアと一体的な利用ができるよう、敷地の連続性を保ち、かつ、安全に配慮したゾーニングを行うこと【全体配置：別紙1参照】。
- ・保健センター、児童発達支援センター及び認定こども園は各施設ごとに整備を行うが、路地状敷地は一体的な活用ができるような配置計画とすること【南エリア：別紙2参照】。
- ・路地状敷地は、隣接施設と一体的に利用するため、建築物等工作物の設置は行わないこと（路地状敷地は利用ルールを定め協定を締結する予定）。
- ・認定こども園の送迎にかかる利用者駐車場は、原則として広沢複合施設内民間収益施設駐車場を利用すること。敷地内への乗り入れは認めない。敷地内には、必要最低限の障がい者駐車場あるいは関係者駐車場のみ計画すること。

(2) 建築確認、まちづくり条例等

- ・施設の設計及び建設業務に当たっては、建築基準法、和光市条例等の法令等を順守し、建築確認申請は建物ごとに行うこと。
- ・「和光市まちづくり条例及び都市計画法に基づく開発行為等の手続」（以下「まちづくり条例等」という。）の申請・変更は敷地全体（5申請敷地）で行うため、PFI事業者が行う。
- ・まちづくり条例等の申請・変更に関しては、PFI事業者と定期的に打合せ・協議を行い、PFI事業者の指示のもと図面等の資料作成に協力すること。
- ・まちづくり条例等の基準については、各敷地内で満たすよう計画すること【緑化、雨水：別紙3参照】。なお、雨水は、埼玉県雨水流出抑制条例及び和光市まちづくり条例の両方の基準を満たすこと。

(3) スケジュール

- ・広沢複合施設整備・運営事業等関連する事業スケジュール【**工程計画：別紙4参照**】を参照し、本事業の計画を行うこと。

(4) 外構等における費用負担

- ・外構計画については、施設を運営するに際し、必要となるものについては、適宜計画すること。
- ・PFI 事業による造成後の敷地内レベル変更などで必要となる擁壁等は、認定こども園事業者側で対応すること【**敷地計画レベル：別紙5参照**】。
- ・まちづくり条例等に基づく緑化・雨水流出抑制対策に係る費用、施設管理上必要となる敷地境界部フェンス、門扉などは認定こども園事業者側の負担とする。
- ・路地状敷地は共同使用とし、舗装工事費用についてはPFI 事業者と協議の上で負担を行うこと。

(5) デザインコンセプトについて

- ・本施設は、別途行う広沢複合施設整備運営事業の北エリア施設と一体的に施設整備を行うため、サイン計画や施設等のデザインは、北エリア施設に合わせること。

(6) バリアフリー及びユニバーサルデザインへの配慮

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー新法）」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等を順守し、高齢者や障害者等のバリアフリーを確保するとともに、ユニバーサルデザインの考えを導入し、誰もがわかりやすく利用しやすい施設とすること。

(7) 工事施工について

- ・南エリアについては、工事施工期間が重複するため、関連事業者間で調整を行い、各施設とも工程への影響が最小限となるよう実施体制を整え、協議を行うこと。また、広沢複合施設整備運営事業において行う建設施工定例会議に出席すること。